



大 第 2 5 0 号  
平成 2 8 年 6 月 1 5 日

一般社団法人 千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長



## 大気汚染防止法に基づくアスベスト対策に係る留意事項の周知・徹底等について

本県の環境行政の推進につきましては、日頃御協力いただきお礼申し上げます。

さて、このたび総務省が「アスベスト対策に関する行政評価・監視」の結果を公表するとともに、その結果に基づき、環境省などに対して、勧告を行ったところです（※）。

このため、勧告を受けた環境省から改善措置の一環として、別添のとおり大気汚染防止法を所管する地方公共団体に対して留意すべき事項が示され、事業者等にその周知・徹底を図るよう通知がありました。

つきましては、貴職におかれましては、貴団体会員に対し、下記の留意事項への対応について周知・徹底をお願いします。

### ※ 総務省行政評価局ホームページ

アスベスト対策に関する行政評価・監視—飛散・ばく露防止対策を中心として—  
〈結果に基づく勧告〉 を参照のこと

([http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/104144.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/104144.html))

## 記

### 1 事前調査の適正な実施の確保

建築物等を解体し、改造し又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の受注者は、大気汚染防止法（以下「法」という。）第18条の17の規定により、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについての調査（以下「事前調査」という。）が義務付けられていることから、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（平成26年6月 環境省水・大気環境課。以下、「飛散防止対策マニュアル」という。）に示された以下の留意点を踏まえ、事前調査を適切に実施すること。

- ① 目視、設計図書等により調査する方法で特定建築材料の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析により調査を行うこと。

ただし、吹付け石綿が使用されていないことが明らかな場合において、特定建築材料（この場合、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材）が使用されているものとみなして吹付け石綿の除去に係る作業基準を遵守する場合には、分析による調査は必要ないこと。

- ② 建築物等に使用される吹付け材、断熱材等の建築材料に関しては、設計図書等のみで判断せず、現地調査を行い設計図書との整合性を確認すること。
- ③ 当該調査は、石綿障害予防規則第3条第1項及び第2項の規定による事前調査と兼ねても差し支えないこと。

## 2 事前調査結果等の適切な掲示の確保

### (1) 事前調査結果に係る掲示について

解体等工事を行う事業者は、「飛散防止対策マニュアル」を踏まえ、事前調査結果及び特定工事に該当するかどうかにかかわらず、工事の期間中、現場において、以下の事項を公衆に見やすいように掲示板を設置して掲示すること。

- ① 事前調査の結果
- ② 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- ③ 調査を終了した年月日
- ④ 調査の方法
- ⑤ 当該工事が特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類

### (2) 解体等工事に係る掲示について

解体等工事において、特定粉じん排出等作業を行う場合は、上記(1)の事前調査結果の掲示とは別に、「飛散防止対策マニュアル」を踏まえ、当該作業の期間中、以下の事項を解体等工事現場の見やすい箇所に掲示板を設置して掲示すること。

- ① 法に基づく届出の年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者
- ② 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- ③ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ④ 特定粉じん排出等作業の方法
- ⑤ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

## 3 特定建築材料以外のアスベスト含有建材の適切な処理の推進

アスベスト含有成形板など、特定建築材料以外のアスベスト含有建材に係る解体等工事については、法規制の対象外であるが、この解体等工事を行う際には、「飛散防止対策マニュアル」の「3. 1.2 特定建築材料以外の石綿含有建材を除去する時の石綿飛散防止対策」に基づき実施すること。

また、当該作業については、石綿障害予防規則に基づくばく露防止対策が必要なため、解体等工事の実施場所を所管する労働基準監督署に確認すること。

(飛散防止対策マニュアルにおけるレベル3建材除去についての主な留意点)

- ① アスベスト含有成形板は原則として常時散水する等湿潤化し、手作業にて丁寧に

はがし、破損した成形板は丈夫なビニール袋・シートに囲い、小口や劣化部分からのアスベストの飛散防止措置を行うこと。

- ② やむを得ず切断等を行う場合は、散水やHEPAフィルター付き局所集じん装置を使用する等アスベストの飛散防止を図ること。
- ③ アスベストを飛散させるおそれのある場合は、解体施工部分の外周部分を鋼製パネルや養生シート等で隙間なく囲むこと。

(担当)

千葉県 環境生活部

大気保全課 大気規制班

TEL : 043-223-3804

FAX : 043-224-0949

E-mail : e-taiki@mz.pref.chiba.lg.jp

大

写

環水大大発第1605231号  
平成28年5月23日

各  
都道府県  
大気汚染防止法政令市

大気環境主管部局長 殿



環境省水・大気環境局大気環境課長

「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」  
の結果に基づく勧告について

総務省設置法第4条に基づき、総務省が平成27年4月～平成28年5月に実施した「アスベスト対策に関する行政評価・監視」の結果※については、平成28年5月13日に公表され、環境大臣を含む関係大臣に対し、別添1のとおり勧告が行われました。

この勧告を受けた改善措置の一環として、環境省では、地方公共団体において留意していただきたい事項について周知・徹底を図ることとしています。

については、下記留意事項への対応について、遺漏のないようお願いいたします。

※「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」結果報告書  
[http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000417847.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000417847.pdf)

記



1 事前調査の適正な実施の確保

建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（以下「解体等工事」という。）の受注者及び自主施工者は、大気汚染防止法（以下「法」という。）第18条の17において、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについての調査（以下「事前調査」という。）が義務付けられているが、勧告においては、事前調査の未実施や不徹底により不適切な工事が行われた事例があることが指摘された。

都道府県・政令市においては、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（平成26年6月環境省水・大気環境局大気環境課。以下、「飛散防止対策マニュアル」という。）に示された以下の留意点を踏まえ、事前調査が適切に実施されるよう、事業者等に周知徹底されたい。

- ① 目視、設計図書等により調査する方法では特定建築材料（吹付けアスベスト及びアスベストを含有する断熱材・保温材・耐火被覆材）の使用の有無が明らかにならなかった場合には、特定建築材料の使用の有無を分析により調査すること。分析方法については、日本工業規格（JIS）A1481-1、A1481-2 又は A1481-3 等がある。ただし、吹付け石綿が使用されていないことが明らかな場合において、特定建築材料が使用され

ているものとみなして法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析による調査は必要ないこと。

- ② 建築物等に使用される吹付け材、断熱材等の建築材料に関しては、設計図書等のみで判断せず、現地調査を行い設計図書等との整合性を確認することが重要であること。
- ③ 当該調査は、石綿障害予防規則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく事前調査と兼ねて実施しても差し支えない。

（参考）「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」（平成 24 年 5 月 9 日付け技術上の指針公示第 19 号）及び関係通知に示された留意点

- ① 図面等が存在する場合は必ず確認するとともに、網羅的に、かつ、内装等の内側など外側からの目視のみでは確認できない部分にもアスベスト含有建材がある場合があることに留意し、事前調査を行うこと。
- ② 解体等工事の発注段階でアスベスト含有建材がないとされている場合でも、除去や分析を実施していない場所を把握し、再度事前調査を行うこと。
- ③ 工事関係者間での認識の齟齬がないよう、事前調査を行った範囲や内容の情報共有を図るとともに、解体等工事の作業途中でアスベスト含有建材等を見つけたときの対応を事前に取り決め、作業従事者に周知すること。
- ④ 分析調査に当たっては試料採取を適切に行うこと。特に、建築物等に補修又は増改築がなされている場合や建材等の吹付けの色が一部異なるなど複数回の吹付けが疑われるときは、場所、時期ごとに試料を採取すること。

## 2 関係法令に基づく届出情報の共有と活用の促進

労働安全衛生法及び建設リサイクル法に基づく届出情報の共有については、「石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について（通知）」（平成 17 年 7 月 12 日環管大発第 050712001 号）及び「石綿等が使用されている建築物等の解体等作業に係る石綿飛散防止対策の対象事業場等の把握の促進について」（平成 24 年 12 月 5 日付け環水大大発第 121205301 号環境省水・大気環境局大気環境課長通知）において、関係する労働基準監督署及び建築部局と連携を密に図り、情報共有を促進することを求めるとともに、自治体等における好事例を示したところであるが、勧告においては、共有を行っていない例や、情報共有の頻度が低く適時の情報共有が行われていない例があることが指摘された。

関係法令に基づく届出情報は、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行を的確に確保する上で、大防法に基づく届出の対象となり得る解体等工事を把握する端緒となるものであることから、都道府県・政令市においては、関係法令に基づく届出情報の適時の共有と、情報の活用を促進されたい。

## 3 事前調査結果等の適切な掲示の確保

解体等工事を行う事業者は、法第 18 条の 17 第 4 項並びに法施行規則第 16 条の 9 及び第 16 条の 10 の規定に基づき、当該工事が特定工事に該当するかどうかにかかわらず、当該工事の期間中、解体等工事現場において、以下の事項を公衆に見やすいように掲示

板を設けることにより掲示しなければならないとされている。

- ① 事前調査の結果
- ② 調査を行った者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- ③ 調査を終了した年月日
- ④ 調査の方法
- ⑤ 当該工事が特定工事に該当する場合は、特定建築材料の種類

しかし、勧告においては、公衆に見やすい場所に掲示がない例や、掲示内容に不備がある例があること、法に基づく届出が必要ない解体等工事において特にそれらの割合が高いことが指摘された。

また、解体等工事において、特定粉じん排出等作業を行う場合、事業者は、事前調査結果の掲示に加え、法第 18 条の 14 及び法施行規則第 16 条の 4 の規定に基づき、当該作業の実施期間中、以下の事項を解体等工事現場の見やすい箇所に掲示しなければならないとされており、作業方法等の掲示の場所については、飛散防止対策マニュアルにおいて、事前調査結果の掲示と同様、「周辺住民からも見やすい場所に設けられることが望ましい」とされている。

- ① 法に基づく届出の年月日及び届出先、届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- ② 特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人の場合は、その代表者の氏名
- ③ 特定粉じん排出等作業の実施期間
- ④ 特定粉じん排出等作業の方法
- ⑤ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所

しかし、勧告においては同様に、適切な掲示が行われていない例があることが指摘された。

都道府県・政令市においては、飛散防止対策マニュアルも踏まえて、事前調査結果等の掲示の義務が遵守されるよう、事業者に周知徹底されたい。

#### 4 立入検査の実効性の確保

都道府県・政令市は、法第 26 条第 1 項及び第 31 条第 1 項の規定に基づいて解体等工事の現場に立ち入り、アスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保のための指導等を行うことができるが、勧告においては、指導後に改善措置を確認していない例や、養生の不備等、速やかな改善確認が必要であったにもかかわらず、アスベスト除去等作業が全て終了した後の事後的な確認にとどまっていた例があることが指摘された。

都道府県・政令市においては、解体等工事におけるアスベストの飛散・ばく露防止措置の履行確保を図る観点から、立入検査における改善指導事項に対する改善措置状況の速やかな確認を徹底されたい。

#### 5 特定建築材料以外のアスベスト含有建材の適切な処理の推進

アスベスト含有成形板など、特定建築材料以外のアスベスト含有建材（以下「レベル 3 建材」という。）については、特定建築材料に比べ相対的にアスベストの飛散性は低い

ものの、除去作業時に破碎や切断するなど、その取扱いが不適切な場合、アスベストが飛散するおそれがあることが指摘されている。

環境省では、「石綿飛散防止の更なる強化について（中間答申）」（中央環境審議会、平成25年2月）を踏まえてレベル3建材からのアスベストの飛散実態を把握する取組を行っている。また、建築物の解体等工事時におけるレベル3建材の取扱いについて、飛散防止対策マニュアルにおいて、下記のとおりその種類と除去作業における留意事項（養生や湿潤化などの方法）を事業者等に示しているが、勧告においては、解体等工事においてレベル3建材の取扱いは必ずしも適切に行われているとはいえないとの指摘がなされた。

都道府県・政令市においては、飛散防止対策マニュアルにおけるレベル3建材の把握方法や除去作業に関する留意事項（別添2）について、事業者にも周知徹底を図りたい。

（飛散防止対策マニュアルにおけるレベル3建材除去についての主な留意点）

- ① アスベスト含有成形板は原則として常時散水する等湿潤化し、手作業にて丁寧に剥がし、破損したアスベスト含有成形板は丈夫なビニール袋やシートに囲い、小口や劣化部分からのアスベストの飛散防止の措置を行うこと。
- ② やむを得ず切断等を行う場合は、散水やHEPAフィルター付き局所集じん装置を使用する等アスベストの飛散防止を図ること。
- ③ アスベストを飛散させるおそれのある場合は、解体施工部分の外周部分を鋼製パネルや養生シート等で隙間なく囲むこと。

## 6 災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策

環境省では、災害時におけるアスベストの飛散・ばく露防止対策を徹底するため、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成19年8月に「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（以下「災害時対応マニュアル」という。[https://www.env.go.jp/air/asbestos/man\\_disaster/full.pdf](https://www.env.go.jp/air/asbestos/man_disaster/full.pdf)）を作成しており、24年6月には、災害時対応マニュアルを集約したパンフレットを県市に送付し、活用を求めたところである。

災害時対応マニュアルにおいては、災害時における対応のほか、平常時における準備として、アスベスト含有廃棄物の処理体制の整備、アスベストに関する情報の受付・伝達体制の整備、事業者等へ指導体制の整備など、災害時に速やかに適切なアスベストの飛散防止措置を講ずるための事前の準備事項を示しているが、勧告では、災害時対応マニュアルに沿った準備を行っている自治体の一部にとどまっているとの指摘がなされた。

都道府県・政令市においては、災害時対応マニュアルの内容等を踏まえて事前準備を進め、災害時のアスベストの飛散・ばく露対策の強化を図りたい。また、都道府県においては、管下市町村に当該マニュアルを周知の上、対応を促されたい。

更に、都道府県・政令市においては、地域防災計画に災害時のアスベストの飛散・ばく露対策が規定されるよう、関係部局と調整されたい。

（災害時対応マニュアルにおける平常時の準備についての主な内容）

- ① 応急措置体制の整備  
実施体制の準備（自治体）
  - ・ 災害による石綿含有廃棄物の処理

- ・ 石綿露出情報の受付・飛散防止措置 状況の周知
- ・ 応急措置、解体の技術的助言・指導等
- ② 自治体による廃棄物の一時保管場所の検討事項（例）
  - ・ 発生量の予測：災害の種類と規模、発生場所等の想定と発生量の予測
  - ・ 自治体による一時保管場所の検討：災害発生前に設置場所と必要面積、災害発生後における現地確認計画、管理運営計画（重機・職員の配置、保護具等の確保等）
  - ・ 廃石綿等の受入：廃石綿等の受入が可能な施設の種類、場所、規模、体制
  - ・ 自治体による一時保管場所における石綿含有廃棄物の分別等の実施：石綿含有廃棄物等の分別時の飛散防止措置、作業手順
- ③ 情報の受入れと伝達に関する検討事項（例）
  - ・ 情報の受付：窓口の設置部署
  - ・ 情報の確認：確認の方法、確認結果の伝達方法、確認にあたる職員の保護具等
- ④ 応急措置、解体の技術的助言・指導等
  - ・ 解体等の現場における石綿除去等の活動における「障害の除去」等の指導体制整備
- ⑤ 広域的連携における検討事項  
周辺自治体、事業組合及び事業者等との連携
  - ・ 地域防災計画及び災害廃棄物処理計画等の確認
  - ・ 災害時における広域的廃棄物処理協力協定の締結等の検討
- ⑥ ボランティアに係る平常時の準備
  - ・ 石綿含有建材等に関する高度な知識と経験を有する者の確保：関係団体との連携
  - ・ 一般のボランティアは原則除外（補助業務を除く）：関係部署との調整

(問い合わせ先)

環境省水・大気環境局大気環境課  
排出基準係

TEL : 03-3581-3351 (内線 6533)

FAX : 03-3580-7173

E-mail : kanri-kankyo@env. go. jp